

※育休明けに保育を受けたい方(後期分)

後期:復職日が10/2~3/31

出産後に育児・介護休業法に定める育児休業を取得し、復職日が令和7年10月2日から令和8年3月31日までに同じ職場に復職する方のうち、育児休業給付金(または育児休業手当金)の支給がある方※1

○申込書類の配布場所と期間

- ・市役所保育幼稚園室(1階⑫番窓口)で配布
- ・令和7年4月1日(火)~11月20日(木)
土日祝除く 午前8時30分~午後5時15分まで

○申込受付期間と受付場所

- ・下記表の申請書類提出期間
(復職日により提出期間が異なります。)
土日祝除く 午前8時30分~午後5時15分まで
- ・市役所保育幼稚園室(1階⑫番窓口)
(郵送での提出はできません。)※期間・時間厳守

※1 年子のきょうだいの場合などで給付金の支給がない方でも育休明けの申込みができる場合がありますのでご相談ください。

○対象児童

平成31年4月2日に以降に生まれた(生まれる予定の)児童で、保育利用開始日に満6か月以上であり、保護者・児童ともに名張市に住民登録のある児童。(申込み時点で名張市に住民登録がない場合は申請できません。)



○復職日が令和7年10月2日~令和8年3月31日の方の入所日

申請書類提出期間	復職日	入所日	復職日	入所日
7/1~7/20	10/2~10/15	10/1	10/16~11/1	10/15
	11/2~11/15	11/1	11/16~12/1	11/15
9/1~9/20	12/2~12/15	12/1	12/16~1/1	12/15
	1/2~1/15	★1/1	1/16~2/1	★1/15
11/1~11/20	2/2~2/15	★2/1	2/16~3/1	★2/15
	3/2~3/15	★3/1	3/16~3/31	★3/15

○ご用意いただく書類

必要な書類の一覧・記載例など、詳しくはP13~15およびP26~29をご覧ください。

書類の不備があると受付できませんので、すべてそろえてからご提出ください。

マイナンバーの確認をするため、申請書提出時に保護者の本人確認書類、および保護者(父と母又は家計の主宰者)と入所希望児のマイナンバーカード、通知カード等の原本をお持ちください。(個人番号通知書は不可)

○調整結果の通知について

提出期限の翌月20日頃、仮決定通知を発送し、その後面接を予定しています。仮決定ができなかった場合は保留通知が送付され、そのまま待機状態となり引き続き利用調整を受けることになります。

○入所希望日の変更について

入所希望日は各申請書類提出期間内であれば変更可能です。それ以降は、出生日と出産予定日の関係で入所日を変更せざるを得ない場合のみ可能です。入所日を変更しない範囲での復職日の変更は入所前の面接までの間で可能です。(復職日確認の為再度証明書類の提出が必要な場合があります。)